

古賀市まちづくり基本条例（案） パブリック・コメント参考資料

※パブリック・コメントの対象となるのは、条文のみです。

目次

1. まちづくり基本条例制定の目的	…1
2. まちづくり基本条例制定の背景	…1
3. これまでの経過と取組	…1
4. 参考	
(1) 検討体制	…3
(2) 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会条例	…4
(3) 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会委員名簿	…6
(4) 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会による検討経過	…7
(5) 広報活動について	…10
5. まちづくり基本条例素（案）の条文解説	
前文	…11
第1章 総則	…12
第1条 目的	…12
第2条 定義	…12
第3条 まちづくりの基本理念	…14
第4条 まちづくりの基本原則	…15
第5条 条例の位置付け	…15
第2章 市民等・議会・行政の役割	…16
第6条 市民等の役割等	…16
第7条 議会の役割等	…16
第8条 行政の役割等	…16
第3章 まちづくりの基本的事項	…18
第9条 情報共有	…18
第10条 市民参加	…18
第11条 共働	…19
第12条 コミュニティ活動	…19
第4章 行政運営	…23
第13条 基本構想	…23
第14条 行政計画	…23
第15条 意見等の取扱い	…23
第16条 附属機関等	…24
第5章 実効性の確保	…25
第17条 条例の推進・検証	…25
第18条 条例の見直し	…25

1. まちづくり基本条例制定の目的

まちづくりの基本理念・基本原則を明らかにし、市民・行政等の役割を明確にするとともに、まちづくりに関する基本的事項を定めることによって住民自治の進展を図り、市民が安心して暮らし続け、豊かで活力のある地域社会の実現を目指します。

なお、当初「自治基本条例（仮称）」として策定を進めていましたが、古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会からの提案を受け、条例の名称を「まちづくり基本条例」としています。

2. まちづくり基本条例制定の背景

現在、まちづくり基本条例を制定する動きが全国の地方自治体に広がりつつありますが、その背景には大きく分けて2つの要因があります。

①地方分権の進展

平成12年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の施行をはじめとする昨今の地方分権の流れの中で、地方自治体はこれまで以上に自己決定・自己責任によるまちづくりを行うことが求められるようになり、自治体運営の根拠となるルールが必要となっています。

②市民参加と共働によるまちづくりの推進

人口減少・少子高齢化の進行や地域の自主性・自律性の向上が求められるなど大きな時代の変化を迎える中、多様化する市民ニーズや地域の課題に行政サービスだけでは対応することは困難になってきています。

このような中、古賀市においても、市民一人ひとりをはじめとして地域、NPO、企業、学校、行政など多様な主体がまちづくりの担い手として、お互いの役割や責任を自覚しながら、それぞれの特性を生かし、共働してさまざまな課題の解決に取り組むことが求められています。

古賀市では、これまでも古賀市共働推進の基本指針の策定やパブリック・コメント制度、地域コミュニティの推進など情報共有・市民参加・共働に関する取組を推進しており、住民自治の確立に向けた気運が高まりを見せています。

今後更に「市民が主役のまちづくり」を進めるためには、これらの取組の基本的な考え方やルールを分かりやすく示すことも必要となっています。

3. これまでの経過と取組

市民が主体となって条例素案を作り上げていくため、公募市民等による古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を設置しました。策定委員会が作成した条例素案を元に、市で古賀市まちづくり基本条例（案）を作成しています。

①策定委員会の設置及び策定委員会による条例素案作成

条例素案を作成し市長に提言を行う組織として、公募市民、学識経験者等による「古賀

市自治基本条例（仮称）策定委員会」を設置し、平成 27 年 1 月～平成 28 年 11 月にかけて、会議を 20 回開催しました。平成 28 年 11 月時点

策定委員会構成	人数	特記事項
指名（学識経験者）	9人	大学関係者、地域活動実践者、事業者
抽出公募	11人	無作為抽出した 18 歳以上の市民 1,000 人に案内文を郵送し応募があった方の中から抽選で選出
一般公募	5人	広く市民公募し、応募者の中から選出

また、策定委員会での意見を整理し、条例素案に反映する役割を担うとりまとめ部会を策定委員会内に設置し、平成 27 年 6 月～平成 28 年 11 月にかけて会議を 16 回開催しました。

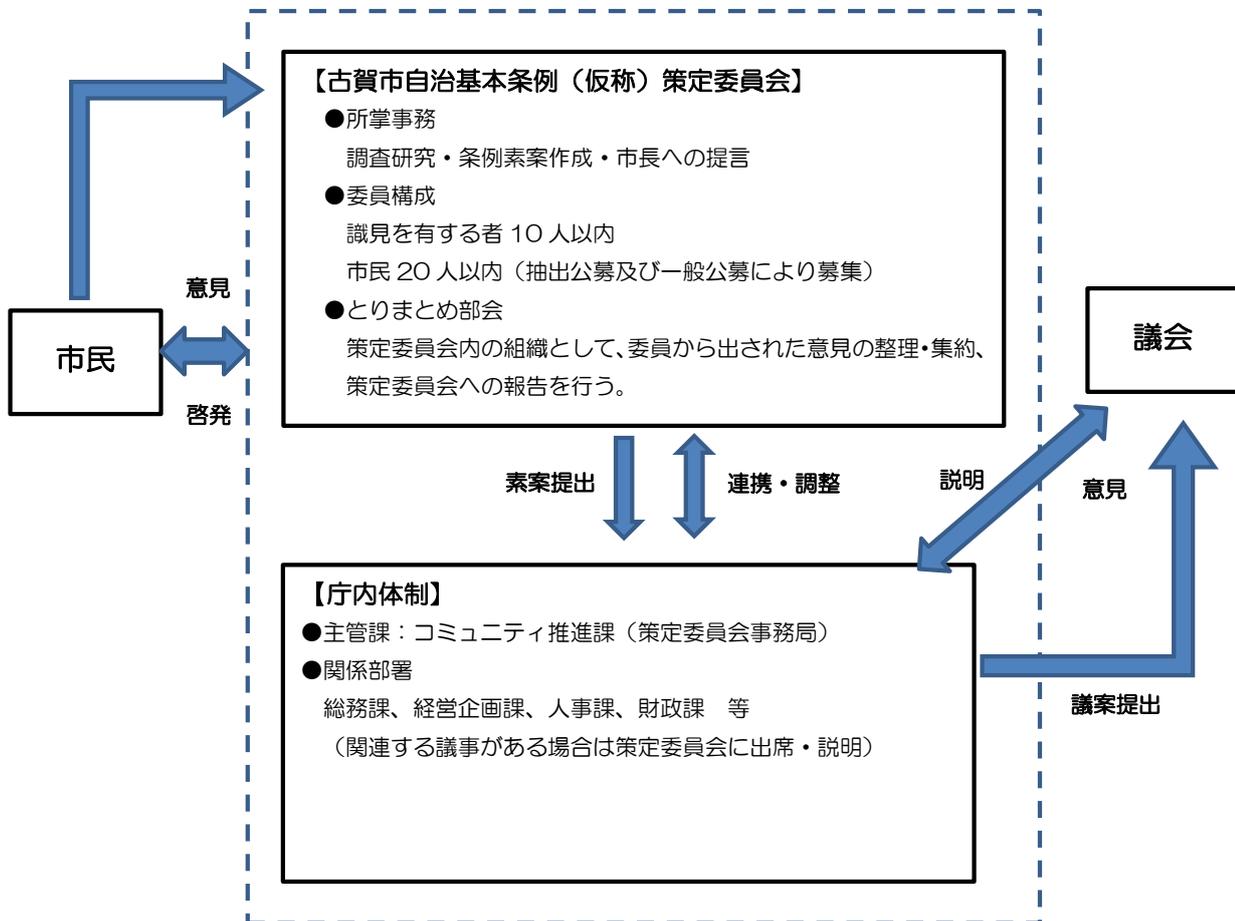
なお、策定委員会から提出された条例素案は、別添答申書及び「古賀市まちづくり基本条例素案」をご参照ください。

②市民参加

広く市民の方に条例の制定趣旨を理解していただき、多くの市民意見を反映した条例にするため、公募市民による条例素案の作成と併せ、策定委員会の主催により古賀みらいサマーミーティング（小学校区ごとで全 8 回）、古賀みらいオータムミーティング（1 回）を開催しました。

4. 参考資料

(1) 検討体制



(2) 古賀市自治基本条例(仮称)策定委員会条例

平成26年6月27日

条例第11号

改正 平成28年3月30日条例第8号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、古賀市自治基本条例(仮称)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 古賀市自治基本条例(仮称)(以下この条において「条例」という。)に規定する事項、内容等の検討に関すること。
- (2) 条例の素案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例の検討等のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(意見の聴取等)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 会長が特に専門的な検討及び協議が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会に所属する委員のうちから互選する。

3 部会長は、部会を総理し、部会における協議の経過及び結果を、委員会の会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に所属する委員のうちあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部コミュニティ推進課において処理する。

(改正(平28条例第8号))

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第4条に規定する委員の任期が終了した日限り、その効力を失う。

附 則(平成28年3月30日条例第8号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(3) 古賀市自治基本条例(仮称)策定委員会委員名簿

平成 28 年 11 月現在

	氏名	ふりがな	性別	所属等	備考
1	水田 洋司	みずた ようじ	男	九州産業大学教授 工学部都市基盤デザイン工学科	・策定委員会会長 ・とりまとめ部会会長
2	宮本 勇雄	みやもと いさお	男	古賀市行政区長会会長 千鳥校区コミュニティ会長	
3	二宮 良子	にのみや よしこ	女	千鳥南区行政区長	
4	矢部 桂吾	やべ けいご	男	前古賀西校区コミュニティ 運営協議会会長	
5	谷口 博隆	たにぐち ひろたか	男	前小野校区運営協議会副会長 元薦野区行政区長	
6	清水 佳香	しみず よしか	女	認定 NPO 法人エコけん理事 長	
7	柳武 繁行	やなたけ しげゆき	男	前古賀市子ども会育成会連合 会会長	
8	篠崎 和美	しのざき かずみ	男	(株)三和物産代表取締役	・策定委員会副会長 ・とりまとめ部会副会長
9	池端 伸二	いけばた しんじ	男	西部電機(株)管理部総務課長	
10	高村 範亮	たかむら のりあき	男	一般公募	・とりまとめ部会員
11	今村 恵美子	いまむら えみこ	女	一般公募	・策定委員会副会長 ・とりまとめ部会副会長
12	吉田 絵美	よしだ えみ	女	一般公募	
13	保井 彩	やすい あや	女	一般公募	
14	大神 健治	おおがみ けんじ	男	一般公募	・とりまとめ部会員
15	中村 徹	なかむら とおる	男	抽出公募	
16	坂本 真一	さかもと しんいち	男	抽出公募	
17	福岡 綱二郎	ふくおか こうじろう	男	抽出公募	
18	則元 真澄	のりもと ますみ	女	抽出公募	
19	大谷 志歩	おおたに しほ	女	抽出公募	
20	最所 綾香	さいしょ あやか	女	抽出公募	・とりまとめ部会員
21	戸田 祐子	とだ ゆうこ	女	抽出公募	・とりまとめ部会員
22	木庭 かおり	こば かおり	女	抽出公募	
23	笠井 玄子	かさい さとこ	女	抽出公募	
24	多田隈 積子	ただくま せきこ	女	抽出公募	
25	櫻井 涼子	さくらい りょうこ	女	抽出公募	

(4) 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会による検討経過

○策定委員会

平成 27 年 1 月 22 日から平成 28 年 11 月 16 日まで、計 20 回開催しました。

回	月	内容
1	平成 27 年 1 月 22 日	市民共働による自治基本条例づくりの進め方
2	平成 27 年 2 月 10 日	「古賀市ってこんなまち」
3	平成 27 年 3 月 11 日	「まちづくりについて語り合おう」
4	平成 27 年 4 月 15 日	はじめの一步案検討、会長・副会長選出、諮問
5	平成 27 年 5 月 22 日	とりまとめ部会員の選出、市民対話について ※アドバイザー派遣（相模女子大学教授：松下啓一氏）
6	平成 27 年 6 月 17 日	古賀みらいサマーミーティングについて①
7	平成 27 年 7 月 15 日	古賀みらいサマーミーティングについて②
8	平成 27 年 10 月 21 日	古賀みらいサマーミーティング振り返り・集約
9	平成 27 年 11 月 18 日	はじめの一步案 ver.2 検討
10	平成 27 年 12 月 16 日	地域コミュニティとまちづくり① ※市職員ミニ出前講座：地域コミュニティ室
11	平成 28 年 1 月 20 日	地域コミュニティとまちづくり② ※市職員ミニ出前講座：地域コミュニティ室、予防健診課 *ゲスト参加者：13 人(自治会・校区コミュニティ・健康推進員：10 人、公募選外者 3 人)
12	平成 28 年 2 月 17 日	多様な主体の共働と市民活動 ※市職員ミニ出前講座：生涯学習推進課、商工政策課、農林振興課 *ゲスト参加者：5 人(市民活動団体・企業等 4 人、公募選外者 1 人)
13	平成 28 年 3 月 16 日	市民参加の仕組みと実践 ※市職員ミニ出前講座：地域コミュニティ室、人事課
14	平成 28 年 4 月 20 日	市政運営について ※市職員ミニ出前講座：経営企画課、財政課、総務課
15	平成 28 年 5 月 18 日	市議会についてなど ※市職員ミニ出前講座：コミュニティ推進課、議会事務局
16	平成 28 年 6 月 15 日	素案まとめ①
17	平成 28 年 7 月 20 日	素案まとめ②
18	平成 28 年 8 月 17 日	素案まとめ③
19	平成 28 年 9 月 21 日	条例素案（案）の確認、古賀みらいオータムミーティング検討
20	平成 28 年 11 月 16 日	古賀みらいオータムミーティング振り返り、条例素案の最終確認、答申

○とりまとめ部会

策定委員会にとりまとめ部会を設置し、平成 27 年 6 月 3 日から平成 28 年 11 月 9 日まで、計 16 回開催しました。

※とりまとめ部会とは：

策定委員 7 人（平成 28 年 11 月現在）で構成。自薦及び会長指名により決定。

設置：平成 27 年 5 月

目的：策定委員会から出された意見を整理・集約し、その内容を策定委員会へ報告する。

回	月	内容
1	平成 27 年 6 月 3 日	部会の役割・名称等、第 6 回策定委員会について
2	平成 27 年 7 月 6 日	第 6 回策定委員会とりまとめ、第 7 回策定委員会について
3	平成 27 年 9 月 30 日	古賀みらいサマーミーティングとりまとめ、第 8 回策定委員会について
4	平成 27 年 11 月 4 日	第 8 回策定委員会とりまとめ、第 9 回策定委員会について
5	平成 27 年 12 月 2 日	第 9 回策定委員会とりまとめ、第 10 回策定委員会について
6	平成 28 年 1 月 6 日	第 10 回策定委員会とりまとめ、第 11 回策定委員会について
7	平成 28 年 2 月 3 日	第 11 回策定委員会とりまとめ、第 12 回策定委員会について
8	平成 28 年 3 月 2 日	第 12 回策定委員会とりまとめ、第 13 回策定委員会について
9	平成 28 年 4 月 6 日	第 13 回策定委員会とりまとめ、第 14 回策定委員会について
10	平成 28 年 5 月 11 日	第 14 回策定委員会とりまとめ、第 15 回策定委員会について
11	平成 28 年 6 月 1 日	第 15 回策定委員会とりまとめ、第 16 回策定委員会について
12	平成 28 年 7 月 6 日	第 16 回策定委員会とりまとめ、第 17 回策定委員会について
13	平成 28 年 8 月 3 日	第 17 回策定委員会とりまとめ、第 18 回策定委員会について
14	平成 28 年 9 月 7 日	第 18 回策定委員会とりまとめ、第 19 回策定委員会について
15	平成 28 年 10 月 5 日	第 19 回策定委員会とりまとめ、古賀みらいオータムミーティングについて
16	平成 28 年 11 月 9 日	古賀みらいオータムミーティングとりまとめ、第 20 回策定委員会について

○古賀みらいサマーミーティング～古賀市の未来のまちづくりを考える市民対話集会～

- 検討初期から多くの市民と対話し、意見を取り入れながら条例づくりを行うために、小学校区ごとに全8回開催しました。
- 日時、会場、参加者数

校区	日時	会場	参加者数 (委員含)
舞の里	8月28日(金) 19時～20時30分	舞の里小学校会議室	29
古賀東	8月29日(土) 10時～11時30分	古賀市公民館久保分館	35
花鶴	8月29日(土) 19時～20時30分	古賀東区公民館	35
花見	8月30日(日) 19時～20時30分	花見東一区自治公民館	42
小野	8月31日(月) 19時30分～21時	谷山区公民館	42
青柳	9月4日(金) 19時～20時30分	青柳区公民館	31
千鳥	9月5日(土) 19時～20時30分	古賀市社会福祉センター 千鳥苑	46
古賀西	9月7日(月) 19時～20時30分	古賀北区公民館	42
計		8箇所	302

○古賀みらいオータムミーティング～古賀市の未来のまちづくりを考える市民対話集会2～

- 検討の終盤に実施した古賀みらいオータムミーティングは、「世代をつなぐまちづくり」をテーマに自由にまちの未来を語ることで、市民の新しい出会いや交流を促進し、まちづくり基本条例の基本的考え方を策定委員会が実践し、伝える場として開催しました。また同時に、当日の話し合いのなかで参加者から出されたまちづくりに関する基本的考え方が、まちづくり基本条例（策定委員会案）に盛り込まれているかを確認する場としても開催しました。
- 日時：平成28年10月23日(日)13時30分～16時30分
場所：リーパスプラザこが交流館多目的ホール
参加者数(委員含む)：81人

(5) 広報活動について

○会議の公開について

策定委員会の開催に当たっては、全ての会議について開催日時・会場などを市公式ホームページや行事予定表等で事前に公表し、公開してきました。また、会議終了後に、市公式ホームページにおいて会議資料、会議録を公表してきました。

○「自治基本条例だより」の発行

策定委員会で話し合われた内容を多くの方に分かりやすくお知らせするため、策定委員会終了後、毎回自治基本条例だより（通常版：A4版、両面一枚）を発行し、全戸回覧したほか、「お届け制度」を設け、希望者に郵送やEメールにより直接送付しました。

また、市役所や図書館などにも自治基本条例だよりを1冊にまとめたファイルを設置したほか、市公式ホームページにも掲載してきました。

○市ホームページへの掲載

策定委員会の会議資料や会議録、自治基本条例だよりなどは、市ホームページに全て掲載しました。

5. 古賀市まちづくり基本条例（案）の条文解説

前文

前文

古賀市は、国の史跡に指定されている船原古墳、緑豊かな犬鳴の山並や白砂青松の花鶴浜など、歴史遺産と自然に恵まれ、文化の伝承も大切にされている心豊かな地方都市です。また、古来より人や物が行き交う交通の要衝となっており、多様な人々が集い、様々な場で交流が盛んに行われていることも、古賀市の誇るべき財産となっています。

私たちは、英知を傾けてこれら地域の歴史、文化を守り育て、古賀市の誇りを次世代に引き継いでいきたいと願っています。

しかし、少子高齢化の進行、地方分権社会の進展などにより、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。そのなかで、心豊かな子どもたちが育つ、安全で安心して暮らせるまちをつくり、未来に残していくためには、議会、行政はもとより、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、これまで以上に人や地域の結びつきを強め、信頼関係を構築し、お互いに協力し合いながら、前向きに取り組んで行くことが不可欠です。

私たちはここに、古賀市におけるまちづくりの担い手の役割を明らかにし、私たちのまち古賀市が「これからもずっと住み続けたいと誇れるまち」となるように、この条例を制定します。

【解説】

前文は、条例制定の背景やまちづくりの方向性、市民の想いを明らかにするものです。

親しみやすさ、分かりやすさを重視し、「ですます調」を用いました。

第1、2段落は、古賀市はどのようなまちであるのか、また、古賀市を今後どのようにしていきたいのかを示しています。

第3段落は、まちづくり基本条例が必要となってきた背景、これからのまちづくりの方向性の考え方を示しています。

第4段落では、この条例の制定を通じ、どのような古賀市の姿を実現したいと考えているのかを明らかにしています。

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、まちづくりの基本的事項を定め、市民等、議会及び行政がそれぞれの役割を果たし、相互に連携し、市民が住み続けたいといえるまちの実現を図ることを目的とする。

【解説】

<古賀市自治基本条例制定基本方針より>

条例制定の目的

まちづくりの基本理念・基本原則を明らかにし、市民・行政等の役割を明確にするとともにまちづくりに関する基本的事項を定めることにより住民自治の進展を図り、市民が安心して暮らし続け、豊かで活力のある地域社会の実現を目指します。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 住みよいまちをつくるための公益的な活動をいう。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者の権限を行う市長並びに当該機関の職員をいう。
- (3) 自治会 良好な地域社会をつくるため、市内の一定区域内の市民によって主体的に組織された団体をいう。
- (4) 校区コミュニティ 良好な地域社会をつくるため、市内の小中学校区内の市民、自治会及びその他の団体等によって主体的に組織された団体をいう。
- (5) 市民活動団体 特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の共通の目的を持つ人が集まり、自主的・自発的に公益的な活動を行う団体であって市内で活動するものをいう。ただし、主として営利を目的とした活動、政治的活動及び宗教的活動を行う団体並びに自治会及び校区コミュニティを除く。
- (6) 事業者 市内で事業を営む個人又は団体（市民活動団体を除く。）をいう。
- (7) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通勤又は通学する者
 - ウ 自治会
 - エ 校区コミュニティ
 - オ 市民活動団体

カ 事業者

- (8) 市民参加 行政が実施するまちづくりにおいて、事業の企画、実施又は評価等について、市民等が自主的に意見を述べ、又は提案を行う等直接関与することをいう。
- (9) 共働 市民等、議会及び行政が果たすべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざす自律した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることをいう。
- (10) コミュニティ活動 市民等が地域又は共通の目的によってつながり、自主的に行うまちづくりであって、団体として行うものをいう。

【解説】

この条例で使われている用語の意味を規定しています。

○「まちづくり」は、道路を整備するなど社会資本整備のときによく使われることばですが、広い意味があり、この条例では住みよいまちにするために行われる公益的な活動と定義しています。

○「市民活動団体」は、共通の目的を持つ人が集まり、自主的・自発的な公益的な活動を行う団体をいいます。この条例においては、同じ地域で生活しているという地縁によりつながっている自治会、校区コミュニティは含んでいません。また、「主として営利を目的とした活動（略）を除く」とありますが、「営利を目的としない」とは、無償でサービス等を行うという意味ではありません。活動によって得た利益を構成員で分配しないということを意味します。活動で得た利益を次の新たな課題解決のための活動に投資することになります。

○「市民等」は、市内に住所を有する個人（市民）だけでなく、市内に通勤又は通学する個人、市内で活動を行っている団体及び市内で事業を営む事業者を含めています。現代社会において複雑かつ高度化する多種多様な課題を解決していくためには、古賀市に関わるより多くの個人や団体の力を結集していく必要があります。

○「共働」は、市民等・議会・行政が共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざす自律した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることをいいます。

【参考】

<「共働」の表記について>

「共働」は「協働」と表記されることもありますが、国内で統一された定義があるわけではなく、各自治体において、条例や指針などの中で定義付けをして使用しています。古賀市では、どちらかがどちらかに追従する関係ではなく、お互い対等の立場で「ともに」課題に取り組んでいく、という意味を込め、「共」という字を使っています。

まちづくりの基本理念

第3条 市民等、議会及び行政は、次に掲げる基本理念によりまちづくりを推進する。

- (1) 相互に連携し、古賀市民憲章（昭和60年11月告示第63号）に基づくまちづくりに取り組む。
- (2) 先人が築いてきた地域の歴史、文化及び英知を大切にし、次世代に引き継ぐとともに、相互に人権を尊重し、共に支えあう地域社会の形成に取り組む。
- (3) 相互の自主性及び自律性を尊重しながらそれぞれの責任と役割を果たし、まちづくりに取り組む。

【解説】

まちづくりの基本理念について規定しています。

議会の議決を経て定めている市民憲章を引き続き尊重していきます。

【参考】

＜古賀市民憲章＞

緑豊かな犬鳴の山なみ、白砂青松の花鶴浜などの自然と、太古からの史跡に恵まれた私たち市民は、互いに英知を傾けて新しい歴史を創造し、名実共に栄誉なる古賀市にすることを誓って、この憲章を定めます。

- 一、 恵まれた自然にこたえ
水と緑を愛しはぐくみ
快適な住みよいまちにします
- 一、 からだと心を鍛え
たくましく生きる力を養い
活気あふれるまちにします
- 一、 日々感謝して仕事に励み
人のため社会のためにつくし
豊かで潤いのあるまちにします
- 一、 先人の遺業に学び
知恵と技術を磨き
文化のかおり高いまちにします
- 一、 家族仲よく隣人を敬愛し
世界の人と友となり
明るく平和なまちにします

まちづくりの基本原則

第4条 次に掲げる事項を本市のまちづくりの基本原則とする。

- (1) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民参加により行政運営が行われること。
- (3) 共働の原則 共働してまちづくりに当たること。

【解説】

まちづくりの基本原則について規定しています。

まちづくりの担い手が連携してまちづくりを進めるためには、情報共有が前提となります。

この条例において「市民参加」とは、行政が実施するまちづくりにおいて、事業の企画や実施、評価などについて、市民等が自主的に意見を述べたり、提案を行ったりするなど直接関与することとしています。

「共働」とは、まちづくりの担い手が果たすべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざす自律した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることです。

条例の位置付け

第5条 この条例は、本市のまちづくりの基本的事項を定めるものであり、他の条例、規則又は行政計画（行政が策定する様々な計画をいう。以下同じ。）等を定めるに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性の確保を図る。

【解説】

まちづくり基本条例の位置付けや他の条例・計画等との関係性について規定しています。また、まちづくり基本条例は、憲法や地方自治法で規定されている条例制定権の範囲内で定めることとなります。

【参考】

＜古賀市自治基本条例制定基本方針より＞

○法体系上は、個々の条例に優劣はありませんが、自治基本条例の理念に基づいた自治の推進を図るため、市の条例や計画等は、自治基本条例との整合性を図り、その趣旨を尊重することになります。

第2章 市民等・議会・行政の役割

市民等の役割等

第6条 市民等は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にまちづくりに関わるよう努める。

2 市民等がまちづくりに取り組むに当たっては、自発的意思が尊重されるものとする。

3 市民等は、まちづくりに取り組むときは、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

【解説】

市民等の役割等について規定しています。

議会の役割等

第7条 議会は、選挙で直接選ばれた議員で構成する議事機関としての役割を担う。

2 議会及び議員活動その他必要な事項については、古賀市議会基本条例（平成25年条例第33号）に定めるとおりとする。

【解説】

平成26年4月に施行されている古賀市議会基本条例の内容を尊重し、まちづくり基本条例に位置づけることとします。

【参考】

<憲法第93条>

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

行政の役割等

第8条 市長は、選挙で直接選ばれた代表者として市を統轄する。

2 市長は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行う。

3 職員は、全体の奉仕者として、職員間の情報共有・連携を図りながら公平かつ公正に職務を遂行する。

【解説】

市長や職員の役割等について規定しています。

【参考】

＜地方自治法第147条＞

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

＜憲法第15条第2項＞

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

＜地方公務員法第30条＞

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第3章 まちづくりの基本的事項

情報共有

- 第9条 市民等、議会及び行政は、信頼関係の構築のため、情報共有の推進に努める。
- 2 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体及び事業者は、まちづくりに関する情報を積極的に発信するとともに、共有するよう努める。
- 3 行政は、市民等が必要とする情報の把握に努めるとともに、まちづくりに関する情報を積極的に発信する。

【解説】

まちづくりの基本原則である情報共有について規定しています。

市民等が、まちづくりに関心を持つためには、行政情報や地域情報などが不可欠です。

情報共有を推進するためには、行政は情報の収集に努めるとともに、まちづくりに関する情報を積極的に発信する必要があります。

また、市民等にとって身近である自治会、校区コミュニティ、市民活動団体、事業者といったまちづくりの担い手も、自らの活動内容などを積極的に情報発信し、その活動内容を相互に共有することが必要です。

市民参加

- 第10条 市民等は、自発的意思に基づいて、市民参加することができる。
- 2 行政は、市民参加の機会を確保するため、その環境の整備に努める。

【解説】

まちづくりの基本原則である市民参加について規定しています。

この条例においては、「市民参加」とは、行政が実施するまちづくりにおいて、事業の企画や実施、評価などについて、市民等が自主的に意見や提案を行うなど直接関与することとしています。

この条文は積極的に市政に参加していただくため、市民参加できることを明確に示すものです。市民参加の権利については、要綱等定められたルールに則り行使できるものです。

市民参加は古賀市の魅力あるまちづくりに寄与することを各主体が認識し、行政は、市民等の声を受け止めることができるよう市民参加の手法を工夫する必要があります。

共働

第11条 市民等、議会及び行政は、対等な立場で相互に理解を深め、共働のまちづくりの推進に努める。

2 市民等、議会及び行政は、相互連携がまちづくりの新たな展開及び発展を生むことに鑑み、対話及び交流の機会の提供に努める。

【解説】

まちづくりの基本原則である共働について規定しています。

「共働」とは、まちづくりの担い手が果たすべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざす自律した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることです。

日頃からの交流・対話があってこそ災害など緊急時の対応、地域での助け合いに結びつくものです。

古賀市では、多くの市民等が、地域活動や市民活動といったまちづくりを実践されています。

これらの活動の中で行われる交流を通じて築かれるつながりは、まちづくりの基本理念の「共に支えあう地域社会の形成」につながっていきます。

まちづくりの担い手が相互に連携・協力し合える関係を築いていくには、情報共有の仕組みづくりに加え、対話と交流を推進する場づくりが必要です。それぞれの担い手が連携することで、活動が更に充実していくとともに、新たな展開と発展も期待できます。

対話と交流の場づくりの重要性を再認識し、まちづくりの担い手がそれぞれ対話と交流の機会の提供に努めることを規定しています。

コミュニティ活動

第12条 自治会は、その区域内のまちづくりを実践する主体として、市民の交流・親睦を促進する活動を行うとともに、身近な暮らしに関わる課題の解決に取り組むものとする。

2 校区コミュニティは、小学校区内の市民、自治会、小中学校及び市民活動団体等の交流・連携を促進する活動を行うものとする。

3 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体及び事業者は、それぞれの特性を生かしながら、連携・協力してコミュニティ活動の推進に努める。

4 市民等は、コミュニティ活動がまちづくりの担い手としての意識を育むとともにまちづくりに寄与していることを踏まえ、コミュニティ活動に参加・協力するよう努める。

5 行政は、コミュニティ活動の円滑化及び活性化を図るため、自治会、校区コミュニティ

イ、市民活動団体及び事業者の主体性を尊重し、その自主性及び自律性を損なわない範囲で、コミュニティ活動に対する支援を行うよう努める。

【解説】

コミュニティ活動について規定しています。

コミュニティ活動とは、市民等が地域や共通の目的によってつながり、自主的に行うまちづくりであって、団体が行うものをいいます。営利を目的とする活動、政治・宗教に関する活動を除きます。

地域での生活は、人と人とのつながりや助け合いにより営まれており、このつながりや助け合いが地域の防犯や地域住民の健康寿命にも寄与しています。

自治会、校区コミュニティなどの地域コミュニティでは、同じ地域に住む人が様々な形で交流し、福祉、環境、防犯、防災など、地域住民の暮らしに欠かすことのできない活動を主体的に実践しています。

また、NPO、ボランティア団体など特定の目的やテーマでつながる団体は市民活動団体とも呼ばれ、市民等がそれぞれの関心や問題意識などに基づいて、自発的にまちづくりを実践し、課題別・分野別のまちづくりに大きく貢献しています。

自治会、校区コミュニティ、市民活動団体などが、それぞれの特性を生かし、相互に連携・協力することにより、より効果的にまちづくりが推進されると言えます。

このような多様なまちづくりの担い手の存在を踏まえ、お互いの活動を尊重しながら魅力的な古賀のまちづくりを推進するためには、各担い手は改めて次の事柄を認識するとともに、他の担い手に対する認識も深める必要があると言えます。

①自治会

自治会は「行政区」とも呼ばれており、規約等に基づき、道路等の美化活動、ごみの分別収集、敬老会や夏祭りなどの活動を主体的に実施しています。市内には現在46の自治会があり、市民等にとって最も身近な地域コミュニティです。

また、特定の課題に偏ることなく、地域にとって重要な課題に総合的に取り組んでいます。

＜自治会の具体的活動（案）＞

○自治会区域内の親睦と交流の促進（公民館活動、敬老会、夏祭りなど）

○自治会区域内の意見・要望のとりまとめ

○自治会区域内の身近な課題解決のための取組実践者

●身近な課題として考えられる活動

→居住環境の維持・保全（防犯灯設置、花いっぱい運動や美化活動、分別収集など）

地域課題が多様化かつ複雑化するなか、市民等にとって、もっとも身近な地域コミ

コミュニティである自治会は、身近な暮らしに関わる課題の実践者として精力的に活動しています。

一方で、行政が平成 25 年度に行った自治会アンケートでは、自治会における課題として、「住民の高齢化」、「住民間の人間関係の希薄化・交流の不足」、「地域活動への関心・参加意識の低下」、「少数の役員に役割が偏っている」などが挙げられており、策定委員会での検討過程においては、「行政からの依頼業務が多い」などの意見が寄せられています。

自治会が本来の活動をより効果的に実施していくためには、まちづくり基本条例の基本的な考え方を踏まえ、自治会と行政の役割分担や自治会に対する行政の支援のあり方について、今後、再検討する必要があると言えます。これらの具体的事項については、自治会と行政が協議し、方針を示す必要があります。

②校区コミュニティ

校区コミュニティは、小学校区単位の地域コミュニティで、現在、8小学校区中7校区で設立しています。

校区単位の大規模防災訓練、小学校と連携した地域運動会など、一つの自治会では解決が難しい課題や広域で実施した方が効果的な課題・活動について取組を進めています。

＜校区コミュニティの具体的活動（案）＞

○校区内の個人、自治会、小学校、市民活動団体等の各種団体の交流・連携に取り組む主体（校区単位の夏祭り、運動会など）

○一つの自治会では解決が難しい課題や広域で実施した方が効果的な課題の検討・とりまとめ

○上記の課題解決のための取組実践者（大規模防災訓練、見守り活動など）

多様化かつ複雑化する地域課題に取り組むためには、校区コミュニティは、市民の身近な暮らしに関わる課題の実践者である自治会の活動を尊重しつつ、校区内の自治会、小学校などの様々なまちづくりの担い手が連携・協力し、校区全体の課題に取り組むことが必要です。

なお、校区の状況等により取り組む課題や活動は違うことから、校区内でどのような課題に取り組むのかを十分に検討し合意形成することが必要であると言えます。

③市民活動団体

市民活動団体は「自発性」「先駆性」「専門性」「迅速性」など様々な特性を持つことから、まちづくりの担い手として大きな役割を果たすことが期待されています。古賀市市民活動支援センターに市民活動団体として登録がある団体は、平成 28 年 11 月現在、76団体あります。

行政は、コミュニティ活動が重要な活動であることを再認識し、それぞれの活動の主体性を尊重しつつ、自主性及び自律性を損なわない範囲でコミュニティ活動に対する支援を行う必要があります。

第4章 行政運営

基本構想

- 第13条 市長は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想を策定する。
- 2 基本構想の策定に関し必要な事項については、古賀市基本構想の策定に関する条例（平成23年条例第16号）に定めるとおりとする。

【解説】

市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想について規定しています。

行政計画

- 第14条 行政は、行政計画の策定に当たっては、市民参加の機会の充実に努める。
- 2 行政は、行政計画の適切な進行管理を行う。

【解説】

総合振興計画をはじめとする行政が策定する様々な計画（行政計画）について規定しています。

意見等の取扱い

- 第15条 行政は、行政運営に反映させるため、市民等の意見を広く聴く機会の充実に図る。
- 2 行政は、市民等から行政運営に対する意見、要望又は提言等を受けたときは、適正かつ公正に対応する。

【解説】

行政に寄せられる意見等の取扱いについて規定しています。

行政運営を行う上で、市民等から行政に対して寄せられる様々な意見、要望、提言等へ適切に対応することは、市民等との信頼関係を構築するために重要です。

附属機関等

第16条 行政は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、公募等により幅広い層の市民等から選任するよう努める。

【解説】

附属機関等の委員の選任について規定しています。

附属機関等とは、市が事業を行うにあたり、様々な意見を取り入れるために設置する審議会、協議会などのことです。行政は、附属機関等の委員を選任する場合、専門的知識や経験を有する人を委員として選任することはもちろんのこと、市民参加の観点から、できる限り公募等により幅広い層の市民等から選任することが求められています。

【参考】

＜地方自治法第138条の4第3項＞

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第5章 実効性の確保

条例の推進・検証

第17条 市長は、この条例の推進及び運用状況の検証を行うため、古賀市まちづくり基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

2 検証委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

この条例の推進・検証について規定しています。

市長は、この条例の運用状況について検証するため、古賀市まちづくり基本条例検証委員会を設置することを定めています。

検証委員会は、条例の趣旨に沿ったまちづくりが進められているのかなど必要に応じた検証を行います。

条例の見直し

第18条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化を勘案し、この条例の規定について検証を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

2 市長は、前項の検証に当たっては、検証委員会に諮問する。

【解説】

この条例の見直しについて規定しています。

この条例は、古賀市のまちづくりの進め方に関する基本的事項を定めるものであり、その内容は本来頻繁に変更されるべきものではありません。

しかし一方で、今後の社会情勢等の変化に的確に対応していくことも必要です。